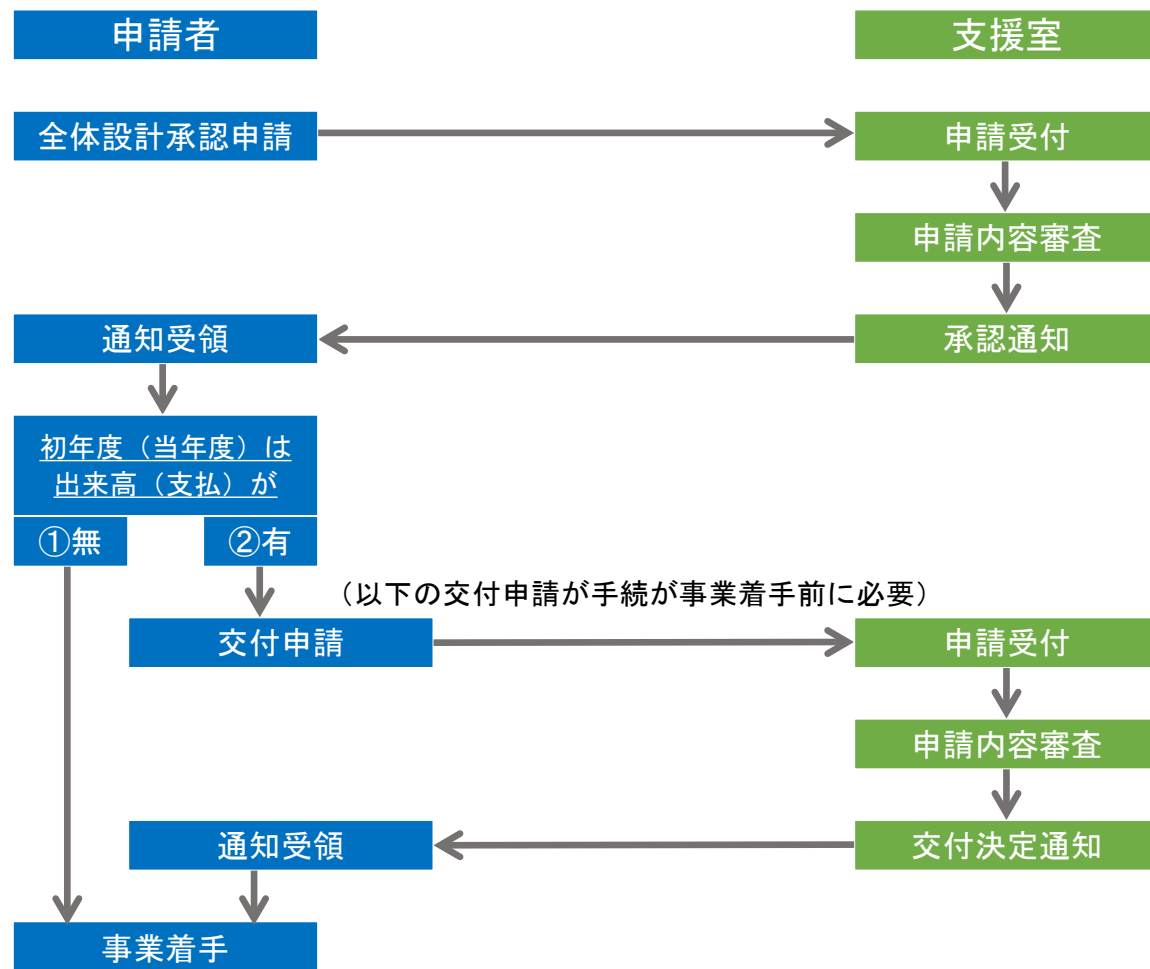


複数年度にわたり事業を行う場合

全体設計承認申請の流れ



①無 初年度（当年度）は出来高（支払）がゼロの場合に限り交付決定通知の代わりに全体設計承認通知を以て事業着手が可能です。この場合も年度内の事業着手が条件となります。

②有 初年度（当年度）は出来高（支払）が発生する場合で、交付決定通知後の事業着手が可能です。この場合も年度内の事業着手が条件となります。

※①、②それぞれの条件を満たさない場合は、補助対象になりません。